

最高裁秘書第1674号

令和4年6月2日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様



最高裁判所事務総長 中 村

司法行政文書開示通知書

令和4年3月29日付け（同年4月1日受付、第040008号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

令和元年9月13日付け最高裁判所事務総局人事局長決定「最高裁判所に勤務する職員の身分証明書の様式等について」（片面で8枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1の文書には、公にすることにより庁舎管理事務及び警備事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報が記載されており、この情報は、行政機関情報公開法第5条第6号に定める不開示情報に相当することから、この情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（4233）5240（直通）

最高裁判所に勤務する職員の身分証明書の様式等について

- 1 最高裁判所（司法研修所及び裁判所職員総合研修所を除く。）に勤務する職員（以下「職員」という。）の身分証明書の様式等については、令和元年9月13日付け最高裁判所事務総長通達「最高裁判所に勤務する職員の身分証明書の発行等について」（以下「総長通達」という。）に定めるところによるほか、別紙のとおり定める。
- 2 この決定は、令和元年10月1日から実施する。

令和元年9月13日

最高裁判所事務総局人事局長 堀 田 真 哉

(別紙)

- 1 身分証明書の様式は、別紙様式第1のとおりとする。
- 2 身分証明書を発行したときは、当該身分証明書の総長通達記3の(1)のア、イ、エ及びオに定める事項を別紙様式第2の身分証明書発行簿に記載する。
- 3 総長通達記3の(1)のアの発行番号は、次のとおりとする。
 - (1) [REDACTED]
 - (2) [REDACTED]
 - (3) [REDACTED]
- 4 職員は、総長通達記3の(2)及び(3)の申出を行う場合は、別紙様式第3の身分証明書における旧姓使用願により人事局長に申し出なければならない。
- 5 職員は、総長通達記5に定める申出を行う場合は、別紙様式第4の身分証明書における旧姓使用・戸籍姓併記中止願により人事局長に申し出なければならない。
- 6 職員は、総長通達記6の(1)又は(2)に定める事由が生じた場合には、別紙様式第5の身分証明書再発行願により人事局長に申し出なければならない。

(別紙様式第1)

【表面】



【裏面】



身分証明書発行簿

【○○局】

(別紙様式第3.)

身分証明書における旧姓使用願

年 月 日

最高裁判所事務総局人事局長 殿

(所 属)

(官 職)

(氏 名)

印

今回発行を受ける身分証明書に下記のとおり旧姓を使用したいので、申し出ます。

記

- 1 使用する旧姓
- 2 身分証明書に戸籍姓を記載することの希望の有無
有り・無し

(別紙様式第4)

身分証明書における旧姓使用・戸籍姓併記中止願

年 月 日

最高裁判所事務総局人事局長 殿

(所 属)

(官 職)

(氏 名)

印

1 身分証明書における旧姓の使用を中止したいので、申し出ます。

(1) 中止する旧姓

(2) 戸籍上の氏

2 身分証明書における戸籍姓の併記を中止したいので、申し出ます。

※ 1又は2のいずれかを丸で囲む。

(別紙様式第5)

局課の長等
認印

身分証明書再発行願

年 月 日

最高裁判所事務総局人事局長 殿

(所 属)

(官 職)

(氏 名)

印

この度、下記のとおり身分証明書を亡失・破損等しましたので、再発行を申し出
ます。

記

1 身分証明書の発行年及び発行番号

2 亡失等年月日・亡失理由

3 亡失等の状況（具体的に記入）

(別表)